

# 宗像市景観計画 (素案)

241213

平成26年7月  
(平成27年9月変更)  
(令和 年 月変更)

福岡県宗像市



## 目 次

頁

第1章 景観計画とは.....	1
1. 計画策定の背景・目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の区域 .....	2
4. 計画の構成 .....	2
第2章 景観特性.....	3
1. 景観特性 .....	3
第3章 基本方針.....	5
1. 景観まちづくりの目指す姿 .....	5
2. 景観まちづくりの基本方針 .....	5
3. 景観形成方針 .....	7
第4章 景観重点区域.....	9
1. 景観重点区域の範囲と景観形成方針 .....	9
2. 視点場と景観重点区域の区域区分 .....	11
3. 各区域における景観形成の方向性 .....	13
第5章 行為の制限に関する事項.....	16
1. 景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準.....	16
2. 届出・認定・許可について .....	26
3. 手続きの流れ .....	30
第6章 景観資源等の活用に関する事項.....	34
1. 景観重要建造物・樹木に関する方針 .....	34
2. 景観重要公共施設に関する方針 .....	35
3. 屋外広告物に関する方針 .....	38
第7章 計画の推進体制.....	40
1. 協働による景観まちづくり .....	40
2. 変化する社会情勢等への対応 .....	41

# 第1章 景観計画とは

## 1. 計画策定の背景・目的

本市は、玄界灘や四塚連山を背景に釣川が貫流する自然景観、広大な住宅団地や国道3号及び旧国道3号沿道の市街地をはじめとする都市景観など、様々な景観要素でまちが彩られています。また、本市の景観は、まちの成り立ちや長年の歴史・文化にも大きく関わっており、その総体が本市を形づくっています。これらの要素が一つの市域の中で調和して存在していることが、本市の景観の特徴であり、本市の個性や魅力、豊かな生活環境の源となっています。

そのような景観を今後も守り育てていくためには、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うことが重要です。

都市計画法に基づき用途地域を定めている区域においては、建物の用途、建ぺい率、容積率などのルールが景観の保全にも寄与しています。しかし、都市計画法だけでは、地区計画等が定められている一部の地域を除き、建物の色彩、形態・意匠の規制はなく、景観を守るためのルールという観点においては、十分とは言えない面があります。

そのため、本市は、平成25年（2013）8月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成26年（2014）7月に策定・制定した景観まちづくりプランや景観計画、景観条例に基づき、『海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる』を将来像として掲げ、景観まちづくりを進めてきました。

特に、平成29年（2017）7月に世界遺産に登録された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産周辺の区域では、景観重点区域を設定し、景観形成基準に基づく景観誘導を図っています。

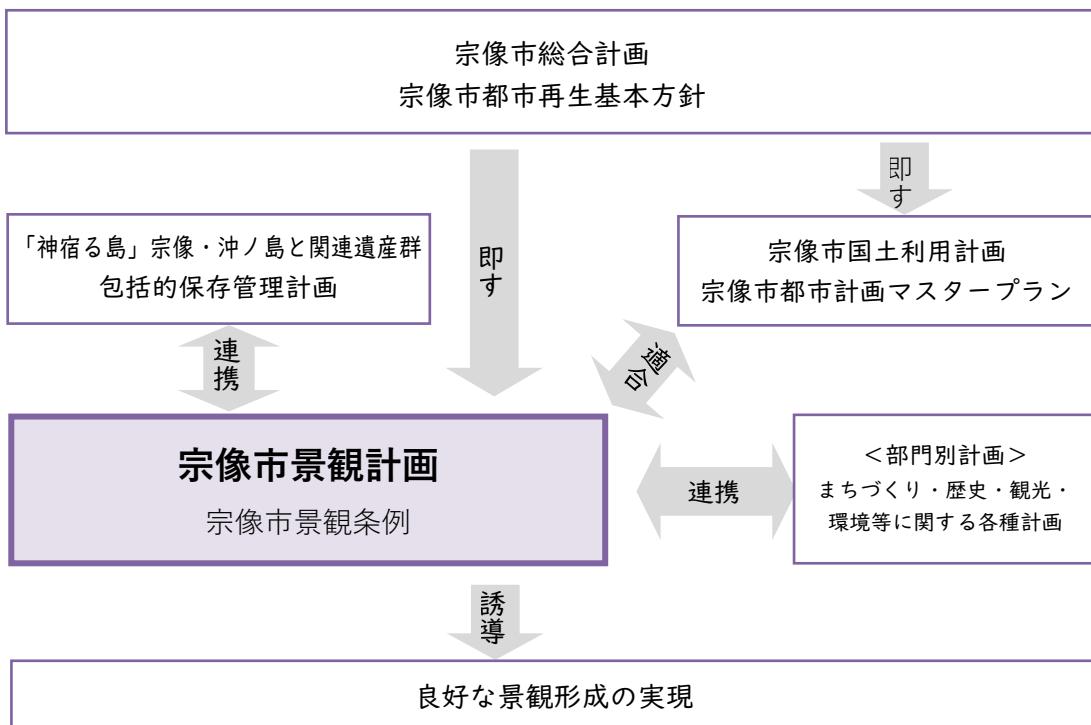
令和6年度（2024）に景観まちづくりプランの最終年度を迎える今後も引き続き、将来像の実現に向けた取組みを推進するため、基本方針や景観形成のルールなどを定める、これまでの景観まちづくりプランと景観計画が一体となった新たな「宗像市景観計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、景観行政団体である本市が、景観法第8条の規定に基づき定める良好な景観の形成に関する計画です。

市の最上位計画である「宗像市総合計画」や「宗像市都市再生基本方針」に即して計画を策定するとともに、「宗像市都市計画マスタートップラン」との適合や、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画」、まちづくり・歴史・観光・環境等に関する部門別の計画と連携を図ります。また、景観条例では、景観法及び景観計画の施行に関し必要な事項を定めます。

## ■計画の位置づけ



## 3. 計画の区域

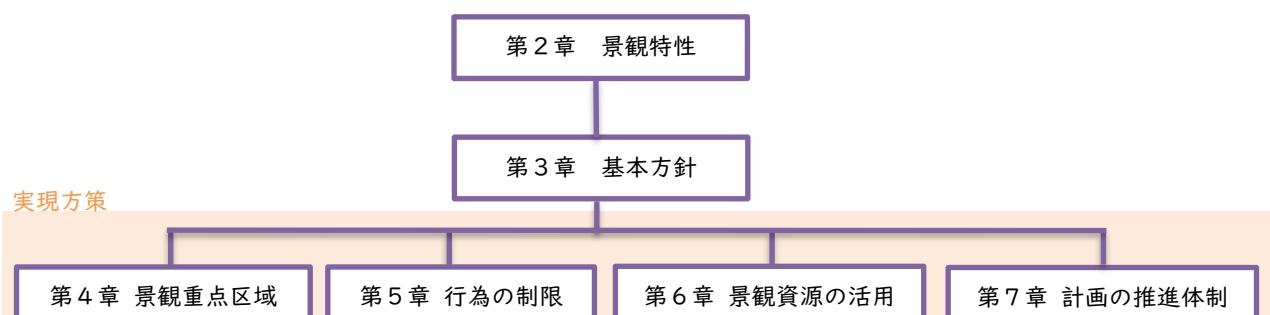
景観計画区域は、本市の全域（地先公有水面を含む）とします。（景観法第8条第2項第1号に定める景観計画区域）

## 4. 計画の構成

本計画は、本市の景観の特徴である景観特性（第2章）を踏まえ、景観まちづくりに関する方針（第3章）として、景観まちづくりの目指す姿や基本方針、景観形成方針を示しています。

また、景観形成の実現方策として、より積極的に景観形成を図っていく重点区域の設定（第4章）や、建築物・工作物の建築や開発行為などについての行為の制限に関する事項（第5章）、景観重要公共施設の整備や屋外広告物などの景観資源等の活用に関する事項（第6章）、計画の推進体制（第7章）を示しています。

## ■計画の構成



## 第2章 景観特性

### 1. 景観特性

本市は、北側は玄界灘に開け、2つの半島が突出し、緩やかな弧状の砂浜が続く海岸にはさつき松原、玄海灘には大島、地島、勝島、沖ノ島の離島を有しています。市東部には、本市の中でも標高が高い湯川山、孔大寺山、金山、城山からなる四塚連山が連なるなど、北側以外の三方向は、標高200～400m前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中央を釣川が貫流しています。その釣川沿いには農地が広がり、その後背となる丘陵部を中心に昭和40年代から住宅地開発が行われてきました。市街地は、旧国道3号（県道69号及び97号）を軸に赤間駅周辺を中心として東西に長く広がっており、JRの3駅周辺は本市の商業や交通の拠点としての役割を担っています。

主要な交通軸では、市内を東西に横断するJR鹿児島本線や国道3号及び国道495号により、福岡市と北九州市の両政令指定都市への交通アクセスが充実しているとともに、旧国道3号は、市内のJR各駅や中心拠点・拠点を繋ぐ幹線道路となっています。

また、本市は宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの社寺や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史文化資産を有しています。特に、平成29年(2017)に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として日本で21番目の世界遺産に登録された宗像大社は、本市の歴史・文化のシンボルであるとともに、重要な観光資源でもあります。

このように、本市には、玄界灘や四塚連山を背景に釣川が貫流する自然景観、広大な住宅団地や国道3号及び旧国道3号沿道の市街地をはじめとする都市景観など、様々な景観要素でまちが彩られているとともに、まちの成り立ちや長年の歴史・文化にも大きく関わっており、その総体が本市を形づくっています。これらの要素が一つの市域の中で調和して存在していることが、本市の景観の特徴であり、本市の個性や魅力、豊かな生活環境の源となっています。

## ■景観資源



### 凡 例

山間部	海・浜辺・海岸・漁港
丘陵地	神社・寺院
海岸・島しょ部	山・山なみ
田園	公園・森林・丘陵地
住宅地	歴史的まちなみ
漁村	島
市街地	河川・水辺
沿道	田園風景
釣川水系	その他
	△ ビューポイント

N 2000 1000 0 2000m



## 第3章 基本方針

景観を自分たちのまちの貴重な資源として認識し、市民・事業者・行政等が、協働して維持・保全・継承・改善・創出のために実施していく様々な取組みが「景観まちづくり」です。身近な景観を見つめ直すことは、地域の魅力や個性を再発見することにつながり、景観まちづくりを実践することは、その地域に誇りや愛着をもって暮らし、個性や魅力を内外に伝えるための手段となります。このように、景観まちづくりの各種取組みは、まちの魅力を高め、個性ある住み良いまちの実現にとって非常に大きな役割を担っています。

そのため、本章では、景観まちづくりの目指す姿及び基本方針を示すとともに、景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定に基づき定める「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」）を定めます。

### 1. 景観まちづくりの目指す姿

本市の景観特性を踏まえ、景観まちづくりの実践にあたっては、市民参加のもと、個別の景観要素の魅力向上と全体のつながりの中での魅力向上の両輪で取り組む必要があります。

そこで、以下の理念を本市の景観まちづくりの目指す姿として掲げます。

«景観まちづくりの目指す姿»

海・山・川と歴史がつながる  
「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

### 2. 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの目指す姿を実現するために、以下の3つの方針を掲げ、景観まちづくりを実践します。

基本方針Ⅰ

市民が主体となり地域特性に応じた景観まちづくり

本市は海岸部から山間部まで、また過去から現代まで景観要素が多岐にわたり、地域によって土地利用の状況も異なるため、求められる景観まちづくりの方策は様々です。そのため、各地域の景観特性に応じた方針立てを行い、その方針に基づき景観まちづくりを進めます。

特に、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮・沖津宮遙拝所）、鎮国寺などの神社仏閣や旧唐津街道をはじめ、長年にわたり本市で形成されてきた歴史・文化資源を保全するとともに、その景観価値が損なわれないよう、資源の周辺や沿道においても、景観に配慮した形態意匠に誘導するなどの景観まちづくりを行います。

各地域の景観まちづくりは、その地域の住民が主体的に実践することで成り立つことから、景観要素の魅力をそれぞれの地域特性に応じて高め、その魅力を市民全員で積み上げていきま

### 基本方針2

## 地域特性と多様な要素間のつながりを大切にした景観まちづくり

市全域の景観まちづくりを検討する上では、各地域の個別の景観資源・要素を保全するだけでなく、景観資源・要素をつないで連続性や一体感を生み出すことが不可欠です。

そのため、玄界灘に面する海岸線、釣川水系、四塚連山、田園風景など市内の各地域の魅力を個別に高めるだけでなく、地域間、景観資源間に「つながり」を形成し、市全域として魅力を高める景観まちづくりを実践するため、主要な「景観軸」を定め、軸上の周囲との調和を図り、市内の景観全体に連続性を持たせます。

また、玄界灘やさつき松原、四塚連山などを眺望する景観を阻害しないように、その周辺においては自然景観との調和に配慮した建築物、工作物の誘導を行います。

さらに、本市には「宗像大社三宮（沖津宮、中津宮、辺津宮）の軸線」や「旧唐津街道」のように、「つながり」の中で形成してきた歴史があることから、視覚的なものだけでなく、その背景にある「歴史上のつながり」を意識し、景観まちづくりを実践します。

### 基本方針3

## 「むなかたの景観」を未来へ紡ぐ持続可能な景観まちづくり

各地域の景観まちづくりは、その地域の住民が主体的に実践することで成り立つものです。市民・事業者・行政等が、協働して景観を維持・保全・継承・改善・創出していくため目指すべき景観像を共有するとともに、これまで実施してきた景観に関する啓発の取組みを踏まえ、市民の意識やモチベーションを高めるような取組みや、市民が主体となって実践する景観まちづくりが重要です。

景観まちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが景観資源の価値や、その場所にその景観が存在していることの意味や重要性を理解し、それを市民全体で共有することが大切です。

また、本市の景観について語ることができる市民を増やすため、積極的な情報提供や学習の場づくりを行うなど、景観資源の価値や存在意義の市内外へのPRを図るとともに、商業活動、観光振興、脱炭素社会の推進や今後の生じる社会的課題に対しても柔軟に対応できるよう必要に応じて計画の見直しを検討するなど、未来へ向け持続可能な景観まちづくりを実践します。

### 3. 景観形成方針

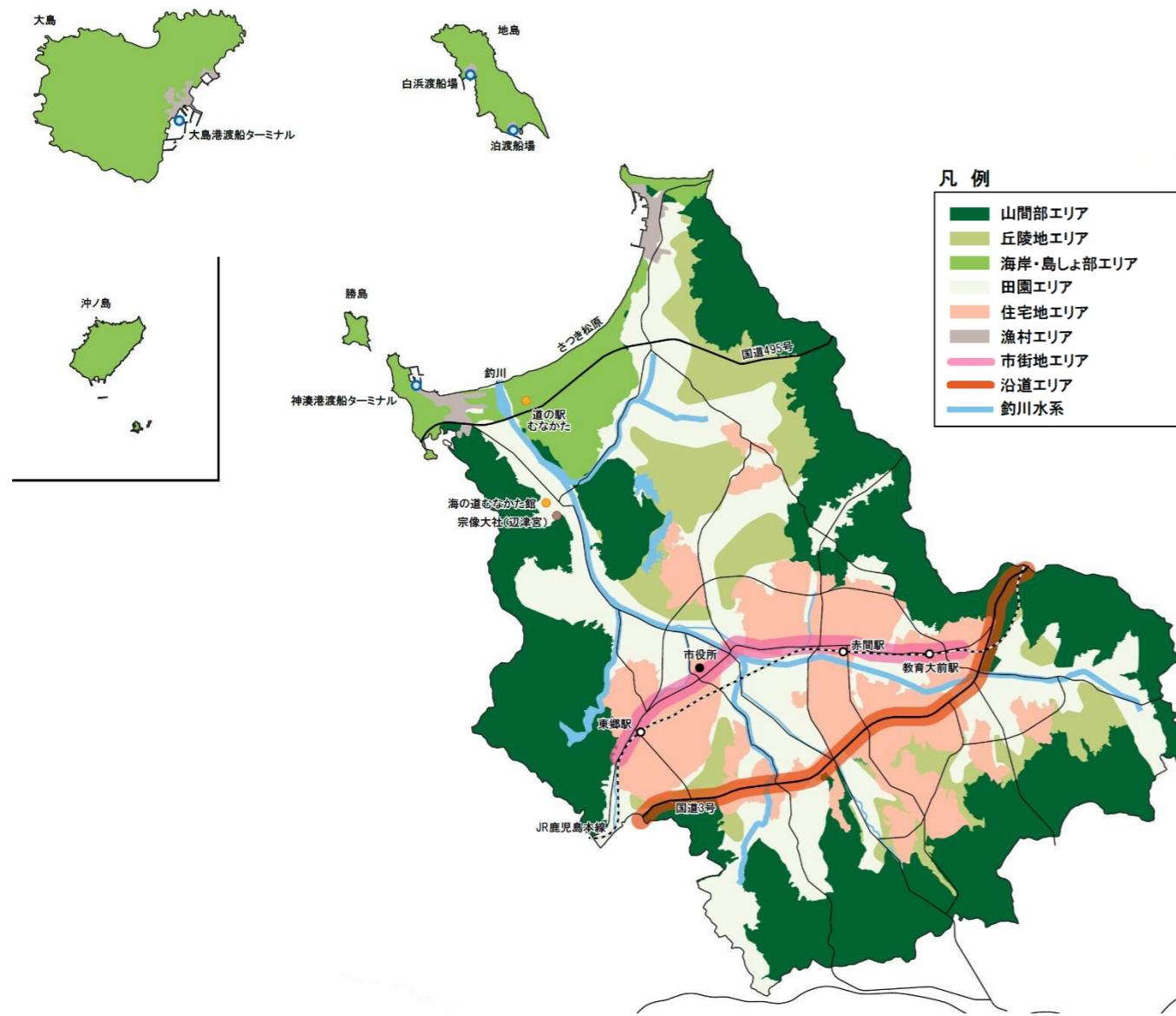
景観まちづくりの基本方針を踏まえ、地域特性に応じた景観まちづくりを行うため土地利用状況に基づき8エリアを、地域間、景観資源間に「つながり」を形成し市全域として魅力を高めるため主要な景観軸として3軸を設定し、それぞれのエリア・軸における景観形成方針を定めます。

【景観形成方針を定めるエリアと軸】

8 エリア	①山間部 ②丘陵地 ③海岸・島しょ部 ④田園 ⑤住宅地 ⑥漁村 ⑦市街地 ⑧沿道
3 軸	<1>歴史・観光軸 <2>街道軸 <3>海岸・河川軸

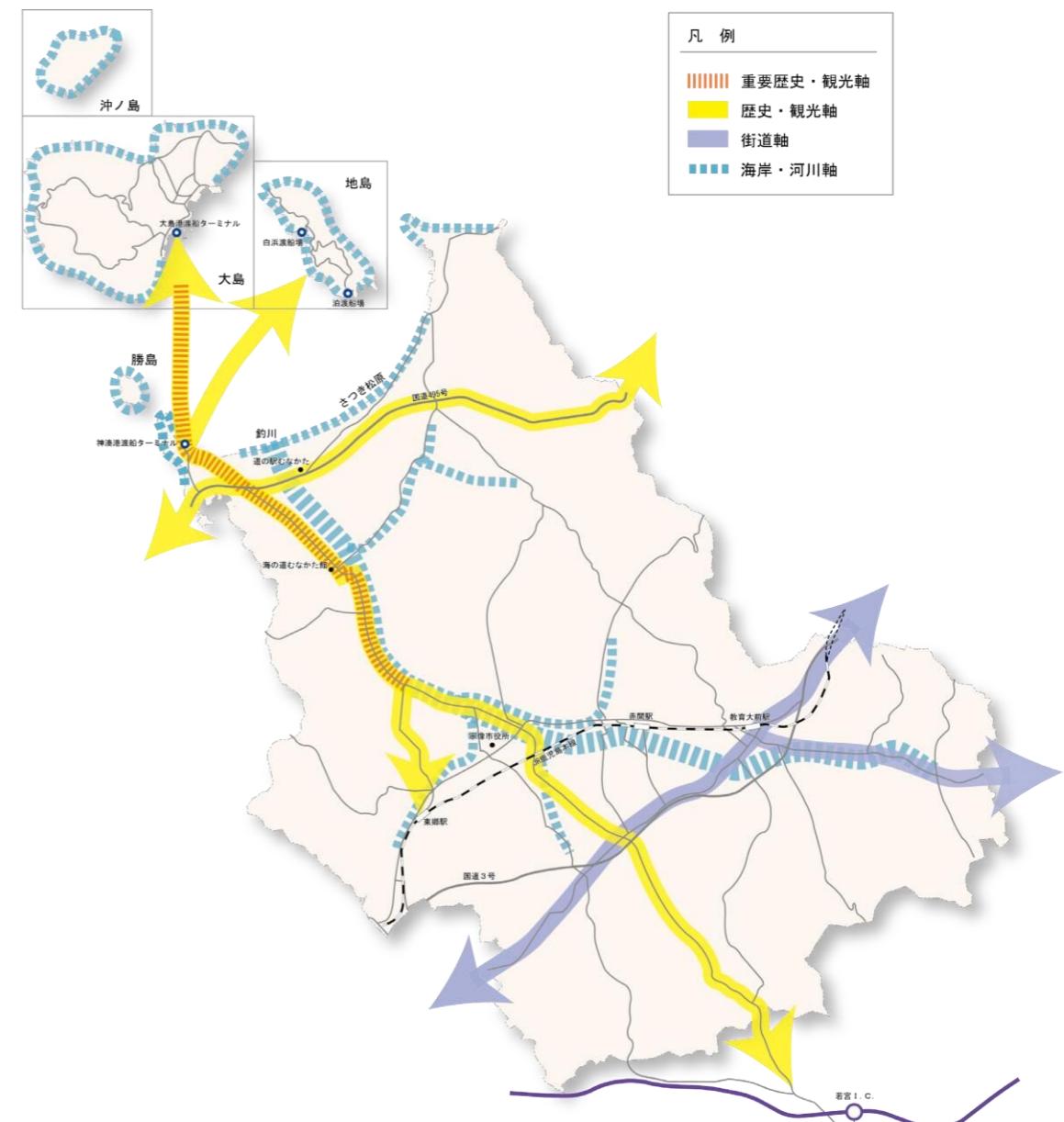
#### (1) 区域

##### 1) 8 エリア



#### 2) 3 軸

景観軸	軸の対象
歴史・観光軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若宮インターチェンジや東郷駅から神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路（県道401号・69号等）  <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">特に重要な軸 【重要歴史・観光軸】</span> <b>辺津宮周辺から神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道495号</li> <li>○ 神湊港渡船ターミナルから大島、地島への航路  <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">特に重要な軸 【重要歴史・観光軸】</span> <b>神湊港渡船ターミナルから大島への航路</b></li> </ul>
街道軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧唐津街道</li> </ul>
海岸・河川軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸線（大島、地島などの島しょ部を含む）やさつき松原</li> <li>○ 釣川水系</li> </ul>



## (2) 景観形成方針

### 1) 8エリア

#### ①山間部エリア

市本土側の周囲には、市を代表するランドマークである四塚連山をはじめとした山々が連なり、緑豊かな自然環境が維持されているとともに、山腹から麓にかけては、ホタルの里公園、ふれあいの森、グローバルアリーナなどの市民が自然と触れ合える公園・緑地が整備されており、自然景観を構成する重要な要素となっています。この森林や公園・緑地を含めた、市域を取り囲む山々のエリアを「山間部エリア」として設定し、豊かな自然景観を守り育てるための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 森林などの自然環境を守り育て、緑豊かな山々が連なる自然景観を保全する。
- 市民が自然と触れ合える公園や緑地を保全する。
- 四塚連山をはじめとした山々への眺望を阻害しないように配慮する。



#### ②丘陵地エリア

丘陵地は、山間部と一体となって里山の景観をつくりだしており、海岸部や平野部と連続して、市全域の景観につながりを生み出しています。この山間部と平地との間をゆるやかにつなぐ役割を担うエリアを「丘陵地エリア」として設定し、里山景観を次世代につないでいくための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 山間部エリアと一体となった里山の景観を保全する。
- 海岸部、平野部から山間部へつなぐ景観の連続性に配慮した景観づくりを行う。



平等寺の里山

武丸の里山(正助ふるさと村)

上八の里山

#### ③海岸・島しょ部エリア

市の北部では、沖ノ島、大島、地島、勝島の島しょ部と、玄界灘に面する海岸線とが一体となって、市を代表する海の自然景観を形づけており、さつき松原や海、夕日を見渡す眺望点など、風光明媚なスポットも数多く存在します。また、島は、沖津宮や中津宮などの歴史資源にも恵まれ、自然と歴史が共存した景観が息づいています。これらの島しょ部や、海岸、さつき松原などの自然公園法指定区域で構成されるエリアを「海岸・島しょ部エリア」として設定し、玄界灘を中心とした様々な景観要素を保全するための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 海側、陸側双方への眺望景観を保全する。
- 海岸部においては、さつき松原をはじめとした自然環境を保全し、緑と調和した自然景観を阻害しないように配慮する。



神湊

鐘崎

大島

地島(泊地区)

#### ④田園エリア

釣川水系周辺の平野部には、水田や麦畑などが広がっており、山間部や丘陵地とつながった景観をつくりだしています。このような田園景観は、季節ごとに色合いが異なり、同じ場所であっても多様な姿を見せます。また、菜の花やひまわり、彼岸花など、田園とその周囲には季節によって様々な花も咲き、景観にさらなる彩りを加えています。

この農用地区域を主としたエリアを「田園エリア」として設定し、田園景観を里山景観とともに次世代につないでいくための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 山間部エリアや丘陵地エリアとつながる田園景観を保全する。
- 季節ごとに色合いが異なる農作物や花々で構成される田園景観を阻害しないように配慮する。



陵厳寺の田園風景

田熊の田園風景

野坂の田園風景

#### ⑤住宅地エリア

本市には、日の里や自由ヶ丘などの大規模住宅団地をはじめ、JR鹿児島本線から南北に広範囲にわたって閑静な住宅地が広がっています。住宅地内には自由ヶ丘中央公園など、緑豊かな公園も整備されており、市民の憩いの場として重要な景観要素となっています。

この第1種及び第2種低層住専用地域を中心として住宅が集積するエリアを「住宅地エリア」として設定し、魅力的な住宅地景観をつくり上げていくための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 既存の自主的なルールを維持するとともに、今まで守り育ててきた良好な住宅地景観が今後も阻害されることのないよう保全を図る。
- 市民や事業者が景観形成に関する共有意識を育み、景観まちづくりの主体となって取り組むことができるよう活動の支援を行い、住宅地景観の質を向上させる。



日の里団地

自由ヶ丘団地

公園通り

### 2) 3軸

#### < 1 >歴史・観光軸

県道69号や国道495号、渡船航路等は、市内外から辺津宮や神湊、大島等へアクセスするため、さらには本市の景観要素につながりを生み出すための軸であり、本市の歴史的背景においても、観光戦略上においても重要な道路、海路となっています。

そこで、この道路や海路を「歴史・観光軸」として位置づけるとともに、景観形成上特に重要な要素である宗像大社辺津宮周辺から神湊港渡船ターミナルにかけての道路や、神湊から大島につながる海路については、「重要歴史・観光軸」として位置づけ、その道中において魅力的な景観を演出するための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 若宮インターチェンジや東郷駅から辺津宮、神湊港渡船ターミナルへと結ぶ道路（県道401号・69号等）については、建築物等が周囲の景観を阻害しないように配慮するとともに、市内外から訪れる人を導く現代版参道としての沿道景観に配慮する。
- 国道495号については、観光戦略上の重要な軸であり、魅力的な沿道景観を形成するため、建築物等が周囲の景観を阻害しないように配慮する。
- 神湊港渡船ターミナルから大島、地島への航路については、歴史的なつながりや海岸線と緑との連続性を考慮し、海側を視点場とした際の陸側の景観を阻害しないよう配慮する。



県道69号

国道495号

#### < 2 >街道軸

市の南側を横断する旧唐津街道は、本市にとって重要な歴史景観要素となっています。街道沿いに位置する赤間宿や原町には、昔ながらの建築物が現存しているとともに、原町での街なみの修景事業をはじめ、地域の景観づくりに寄与する活動がこれまで行われています。

この旧唐津街道を中心とした軸を「街道軸」として位置づけ、旧街道の歴史的、文化的な背景を活かした景観づくりを行うための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 旧唐津街道の主要地区（赤間宿、原町など）については、各地域の特性に合わせ、歴史・文化的要素を活かした景観づくりを行う。
- 街道沿いに立地する建築物等が周囲の街なみや自然環境を阻害しないように誘導する。
- 旧街道全体としてハード面、ソフト面の両方で景観上のつながりを生み出す仕掛けづくりを行う。



原町

赤間宿

#### < 3 >海岸・河川軸

市の北側に広がる玄界灘に面した海岸線（大島、地島などの島しょ部を含む）やさつき松原、市の中央を貫流する釣川水系をはじめとする海、河川等の景観は本市にとって重要な自然景観要素となっています。

この海岸線や釣川水系を海岸・河川軸として位置づけるとともに、豊かな自然景観との調和を図るために以下の景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 玄界灘や釣川水系を取り巻く自然景観を保全し、歴史・観光軸と一体的に景観形成を図る。
- 周辺に立地する建築物等が自然景観を阻害しないように誘導する。



釣川

大島加代海岸

さつき松原

#### ⑥市街地エリア

本市の市街地は、旧国道3号（県道69号及び97号）を軸に赤間駅周辺を中心として東西に長く広がっており、JRの3駅周辺は本市の商業や交通の拠点としての役割を担っています。

この旧国道3号沿道のエリアを「市街地エリア」として設定し、商業や観光・交流に資する良好な市街地景観を形成するための景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 赤間駅を中心として東郷駅から教育大前駅までの、旧国道3号沿いの市街地について、本市の玄関口、観光・交流における来訪者の導線としてふさわしい沿道の景観づくりを行い、駅周辺や沿道に立地する建築物等が、周囲の景観と調和するよう誘導する。
- 商業活性化の取組みと積極的に連携を図り、魅力的で賑わいのある景観が形成されるよう誘導する。



県道69号(須恵付近)

県道97号(田熊付近)

#### ⑦沿道エリア

国道3号沿道には、ロードサイド型を主とする商業施設が集積し、本市でも特徴的な賑わいのある都市景観が広がっており、大型の屋外広告物も数多く設置されています。

この国道3号沿道のエリアを「沿道エリア」として設定し、賑わい感を保ちながらも秩序ある沿道景観を形成するため、以下の景観形成方針を掲げます。

##### 【景観形成方針】

- 国道3号沿道に立地する建築物や屋外広告物などが、沿道利用者にとって賑わいと秩序を感じられるよう配慮した色彩や大きさ、高さとなるよう誘導する。



国道3号(光岡付近)

国道3号(徳重付近)

## 第4章 景観重点区域

第3章の景観形成方針に沿って、市全域を対象に、建築物の建築行為等に対して形態意匠、色彩、高さ等の制限を第5章で定めることにより景観誘導を行い、良好な景観形成を図ります。その前段として本章では、景観計画区域（本市の全域）のうち、本市の景観上特に重要な区域を景観重点区域として設定し、より積極的に景観形成を図ります。なお、景観重点区域以外の区域は、景観形成一般区域とします。

### 1. 景観重点区域の範囲と景観形成方針

世界遺産の緩衝地帯を、本市の景観上特に重要な区域と位置付け、景観重点区域として設定します。設定する景観重点区域は、主に市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）であるため、建築物の建築行為等が活発に行われる区域ではありませんが、世界遺産の価値を保全していく上では、重要な区域であるため、一般区域より積極的に景観形成を図る区域とします。

景観重点区域では、前章で掲げた8エリア及び3軸の景観形成方針に加え、以下の景観重点区域の景観形成方針を踏まえた景観形成を行います。また、景観への配慮がより一層求められるため、景観形成一般区域に比べ、制限の対象となる行為の範囲が拡大されます。

#### 【景観形成方針】

- 歴史・文化資源の価値を維持するため、それらを取り囲む周辺環境を保全する。
- 沖津宮・中津宮・辺津宮を軸とする眺望景観、構成資産間の視覚的一体性を保全する
- 海を介した信仰空間を保全する。

#### 【世界遺産の緩衝地帯について】

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、平成29年7月、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、世界遺産一覧表に記載されました。「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証であるとして、世界遺産の価値が認められています。

先人たちが守り伝えてきたこの貴重な財産を、将来にわたって守り続けていかなければなりません。そのために、世界遺産の顕著な普遍的価値を守るだけでなく、その緩衝地帯となる構成資産周辺の景観や自然環境を保全することも求められています。

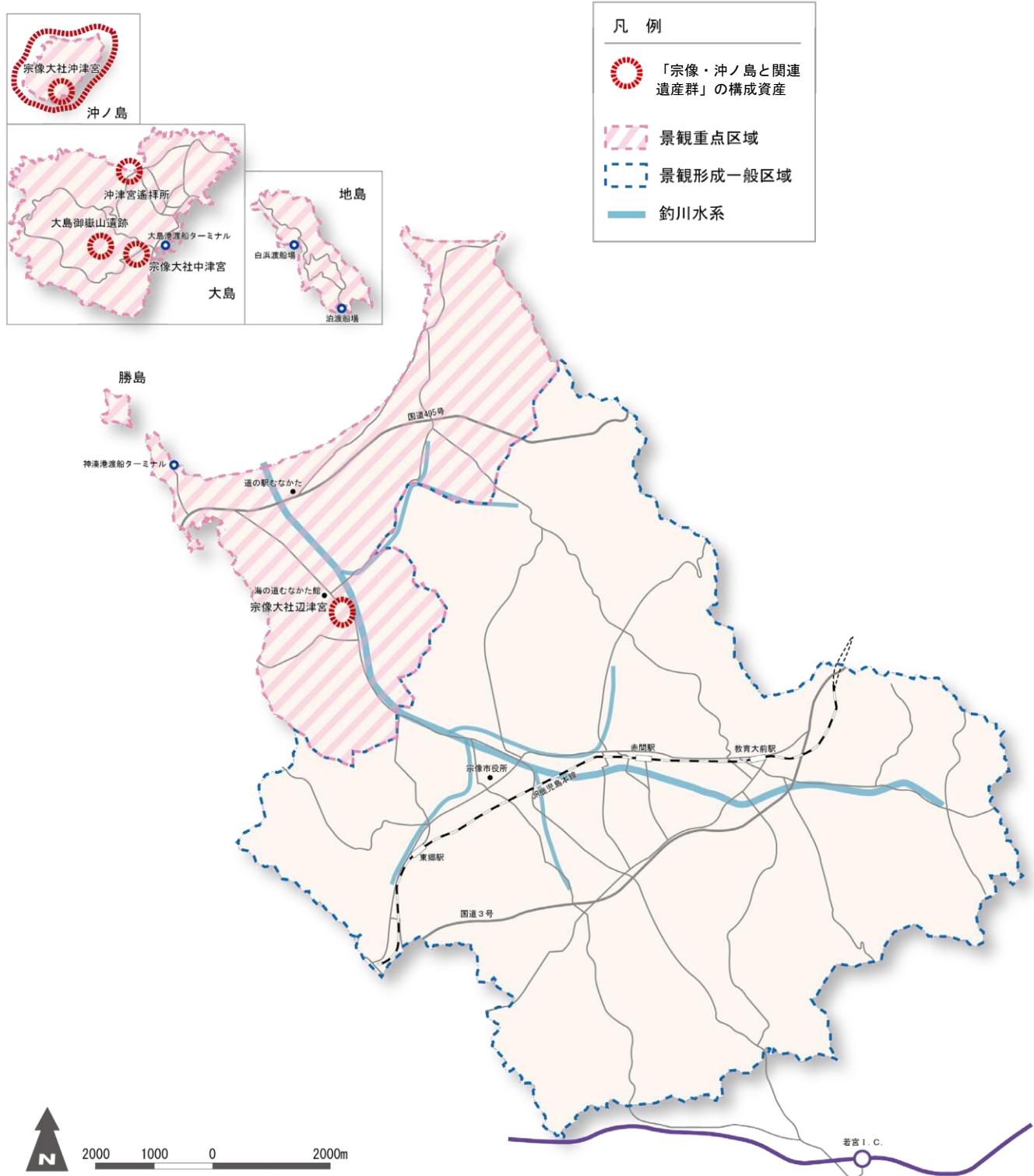
緩衝地帯は、資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、以下3点を基本的な考え方としています。

- ① 構成資産間および海への眺望を保全すること
- ② 資産と一体となった自然地形、海域、土地利用などの周辺環境を保全すること
- ③ 資産と密接に関連する遺跡や歴史的、文化的要素が分布する範囲を含むこと

具体的な範囲は、個々の構成資産から視認可能となる周囲の海域、丘陵、河川などの自然地形、行政区界の範囲を考慮しつつ、全ての構成資産を包括する範囲として、構成資産である沖津宮、中津宮、辺津宮の三宮を結ぶ軸線を基軸として、大島御嶽山展望台から本土側を眺望した際に、構成資産と一緒にとなった海岸及び背景となる山稜を含んだ眺望を確保するように設定されています。

また、陸域における緩衝地帯の管理方法として、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画（「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会）では、保存する法的根拠として、景観法に基づき定める景観計画、景観条例を掲げています。

## ■景観重点区域と景観形成一般区域の範囲



## 2. 視点場と景観重点区域の区域区分

### (1) 視点場

構成資産内外の重要な眺望景観を保全するため、本市における主要な眺望景観の視点場を次のとおり設定します。

#### ■ 主要な眺望景観の視点場

視点場	
大島	① 大島御嶽山から沖ノ島及び本土側への眺望 ⇒ 【視点場】大島御嶽山展望台
	② 沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望 ⇒ 【視点場】沖津宮遙拝所
本土	③ 辺津宮の高宮祭場から釣川河口への眺望 ⇒ 【視点場】辺津宮の高宮祭場
	④ 亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望 ⇒ 【視点場】亀石橋～神湊港渡船ターミナル間の県道69号・市道神湊線・ 県道300号
海上	⑤ 神湊から大島間の渡船航路からの眺望 ⇒ 【視点場】神湊港渡船ターミナル～大島港渡船ターミナル間の渡船航路

※視点場の考え方・・・視点場とは、ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人自体であり、視点場は視点である人が位置する場所を指します。

### (2) 景観重点区域の区域区分

視点場からの眺望を踏まえ、景観重点区域を以下の3つの区域に区分します。

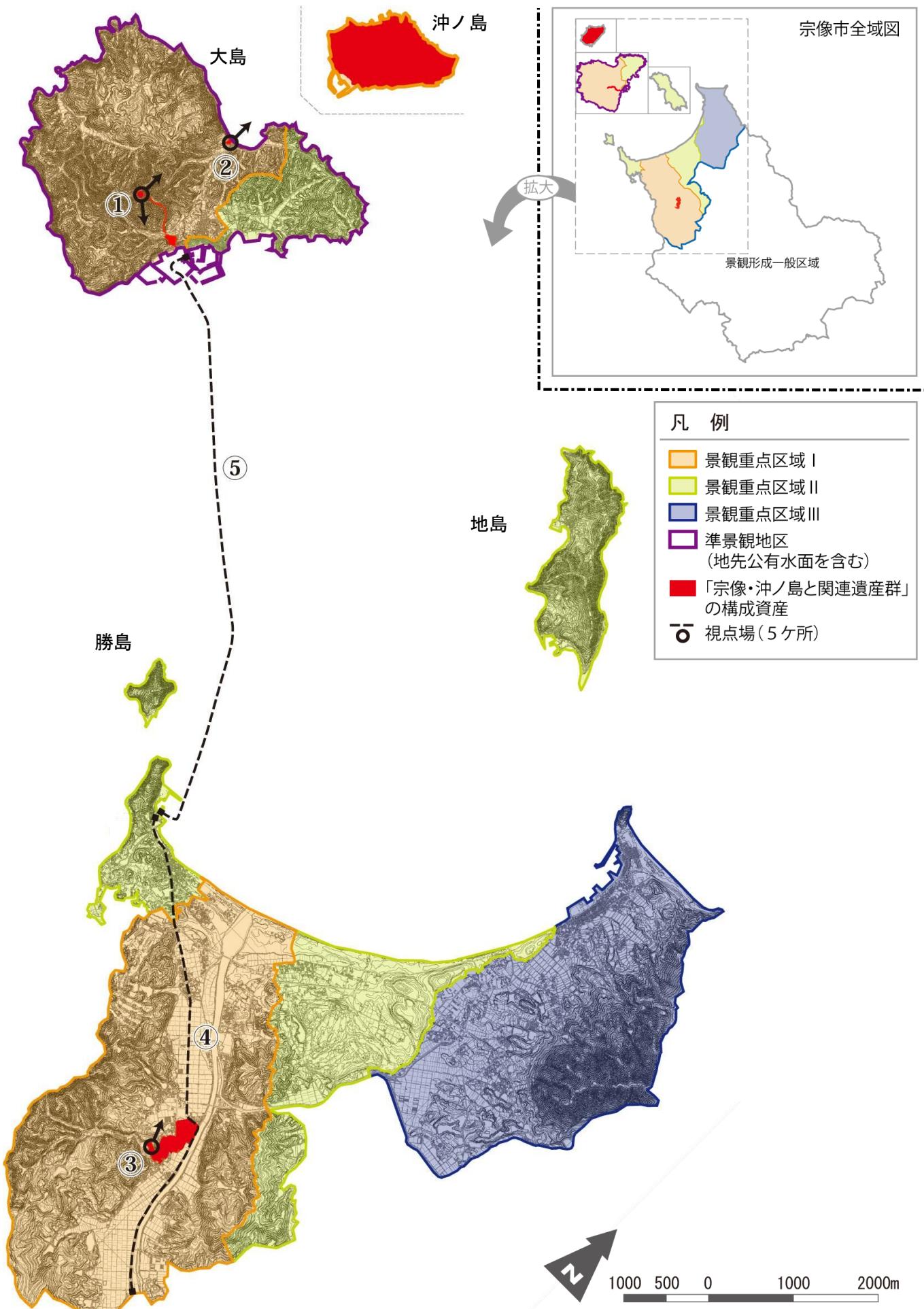
なお、大島については、法的な土地利用規制が一部に限られていることから、景観重点区域に加え、景観法に基づく準景観地区※を指定します。

※準景観地区とは・・・景観法の定めにより、都市計画区域外において、良好な景観をより積極的に保全していくことを目的に指定する地区のこと。

#### ■ 景観重点区域の区域区分

区域区分	区域説明
景観重点区域Ⅰ	- 各構成資産内外に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲 - 構成資産を核とした景観を保全・形成する範囲
景観重点区域Ⅱ	- 大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲
景観重点区域Ⅲ	- 大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望を積極的に保全・形成する範囲

■ 景観重点区域の区域区分と視点場の位置



### 3. 各区域における景観形成の方向性

景観重点区域では、前章で掲げた景観形成方針（8エリア・3軸）に加え、景観重点区域の景観形成方針を踏まえた景観形成を行います。

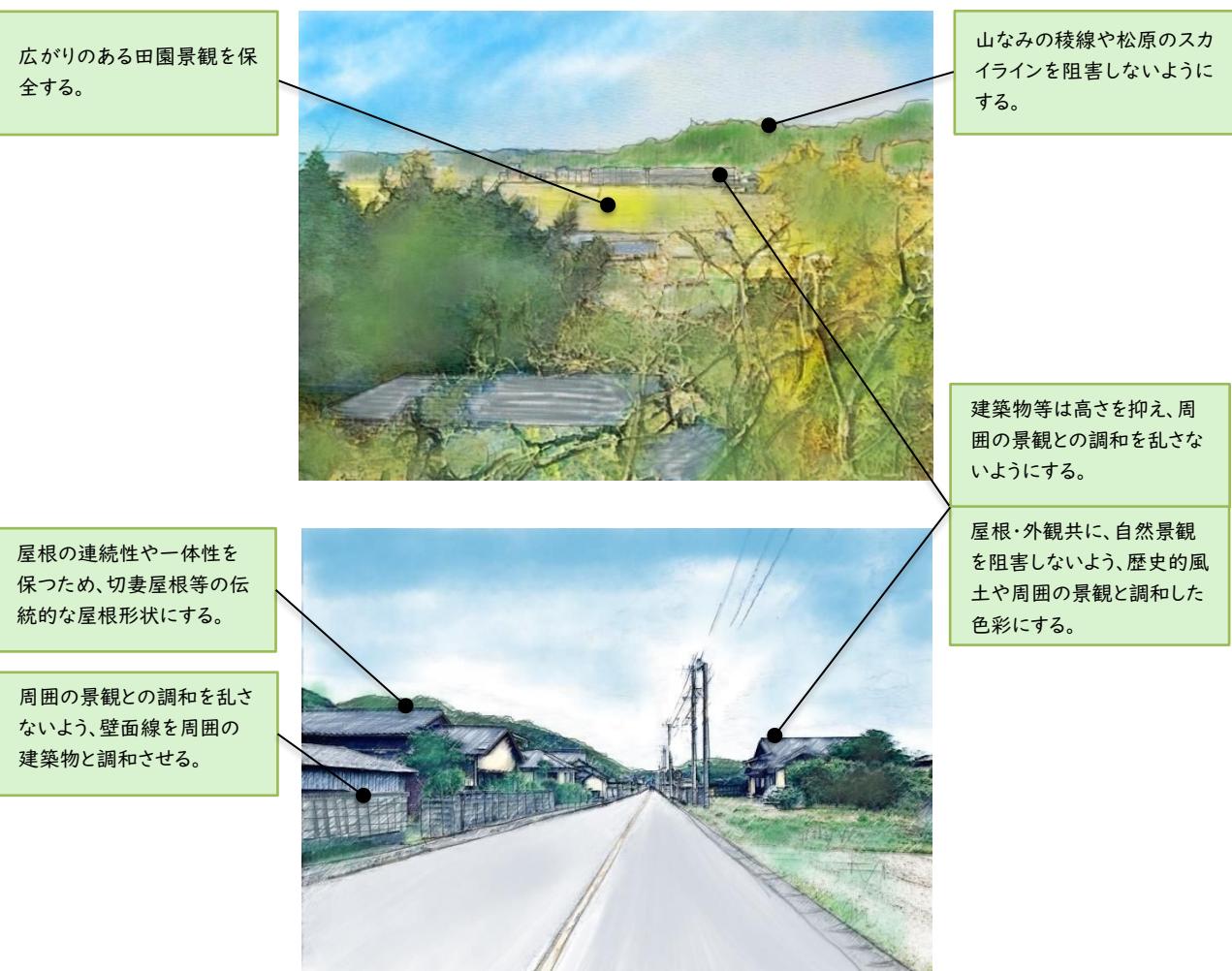
景観重点区域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの同一の区域内でも自然条件や社会条件、地域の成り立ちが異なるため、市民・事業者・行政等が共有できるようそれぞれの景観特性を踏まえた目指すべき景観形成の方向性を示します。

#### 景観重点区域Ⅰ

景観重点区域Ⅰの本土側は、辺津宮と一体となった景観が形成されており、辺津宮を有するエリアとしてふさわしい景観形成を図ります。

また、島しょ部は大島御嶽山展望台からの視認範囲を踏まえたエリアであり、中津宮や沖津宮遙拝所を有する場所としてふさわしく、また大島御嶽山展望台からの眺望景観が阻害されないような景観形成を図ります。

- 各視点場からの眺望景観を保全する。
- 構成資産の歴史的・文化的価値が損なわれないよう、建築物や工作物が景観に配慮し一体性のある高さ、形態意匠となるように誘導する。
- 自然景観を保全するとともに、建築物や工作物が自然景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。

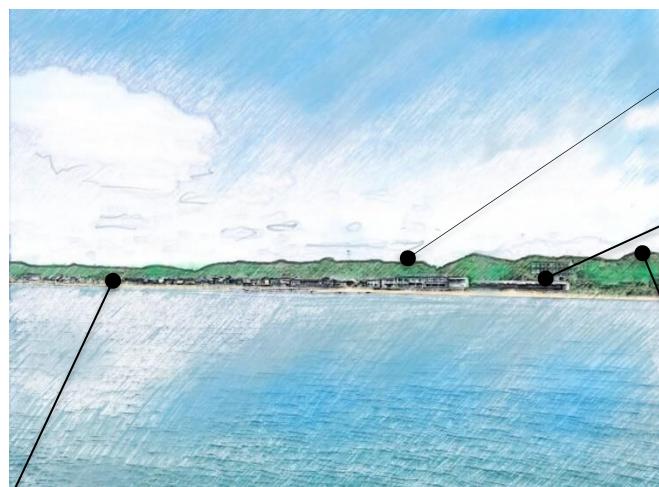


## 景観重点区域Ⅱ

景観重点区域Ⅱの本土側は、建築物が密集するエリアと、さつき松原や自然公園法指定区域などの自然豊かなエリアに分かれており、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

また、島しょ部は、大島の漁村集落や島の東側のエリアに加え、地島、勝島の全域と広範囲にわたっており、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

- 各視点場からの眺望景観を保全する。
- 構成資産の歴史的・文化的価値が損なわれないよう、建築物や工作物が景観に配慮し一体性のある高さ、形態意匠となるように誘導する。
- 自然景観を保全するとともに、建築物や工作物が自然景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。
- 漁村集落など各地域の特性ある景観を尊重するとともに、建築物や工作物が周辺の景観と調和するように誘導する。



海岸線と緑との連続性を保全する。

屋根・外観共に、自然景観を阻害しないよう、周囲の景観と色彩を調和させる。

山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないようにする。

太陽光パネルの反射が、景観を阻害しないようにする。

建築物等は高さを抑え、周囲の景観との調和を乱さないようにする。

太陽光パネルを建築物等と一体的に設置し、周囲の景観と調和させる。



屋根の連続性や一体性を保つため、切妻屋根等の伝統的な屋根形状にする。

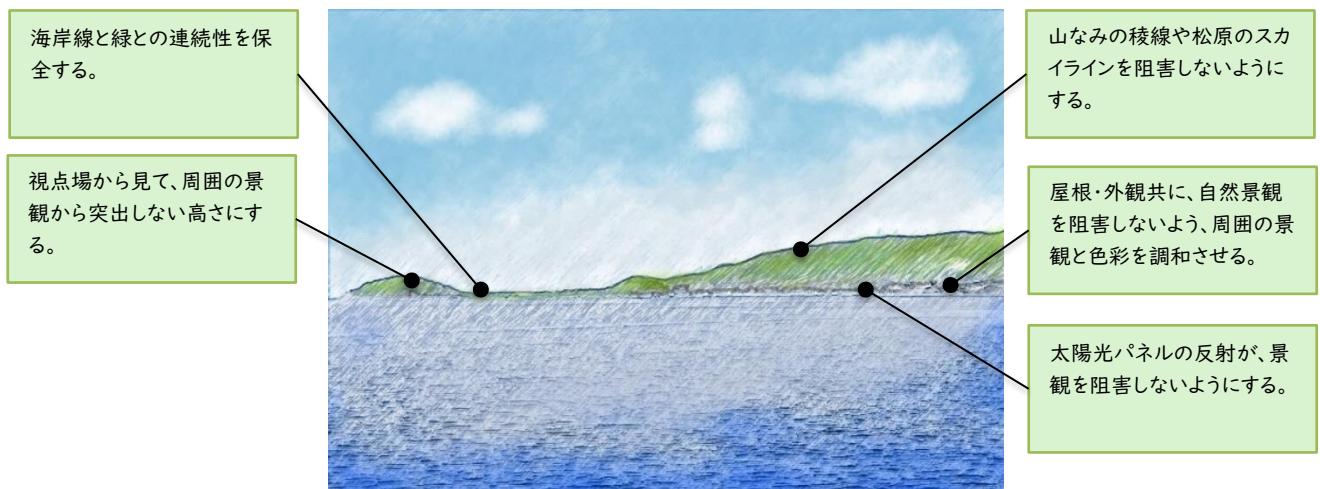
屋根・外観共に、自然景観を阻害しないよう、歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩にする。

周囲の景観との調和を乱さないよう、壁面線を周囲の建築物と調和させる。

### 景観重点区域Ⅲ

景観重点区域Ⅲは、鐘崎漁港から田園・丘陵地帯、湯川山に至るエリアで形成されており、それぞれの特性に応じた景観形成を図ります。

- 自然景観を保全するとともに、建築物や工作物が自然景観を阻害しない高さ、形態意匠となるように誘導する。
- 渔村集落など各地域の特性ある景観を尊重するとともに、建築物や工作物が周辺の景観と調和するように誘導する。



# 第5章 行為の制限に関する事項

第3章 基本方針に基づき、建築物の建築や工作物の建設、開発行為などについて、良好な景観形成を図るため、行為の制限を定めます。これにより、景観計画区域内において、市民や事業者は、行為の規模等に応じて行為の前に届出を行い、景観形成基準への適合を確認する必要があります。

また、小規模な建築など届出の対象とならない行為であっても、本計画に定める景観形成基準に適合させる必要があります。

## 景観形成の仕組み

市全域における建築物の建築行為等を対象に、形態意匠、色彩、高さ等の制限を定め、景観形成を図ります。

対象区域	景観誘導対象	主な制限項目	届出対象行為
景観計画区域 (市全域)	景観重点区域外 (景観形成一般区域)	建築物、工作物、開発行為等	形態意匠、色彩 大規模な建築物、工作物等の行為
	景観重点区域内		形態意匠、色彩、高さ 一定規模以上の建築物、工作物等の行為

## 1. 景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準

### (1) 景観形成一般区域の行為の制限

景観形成一般区域においては、良好な景観形成に対して影響の大きい大規模な建築行為等の景観誘導を行うため、8エリア及び3軸の景観形成方針を踏まえ、次のとおり、景観形成基準を定めます。

対象行為	項目	景観形成基準
建築物の建築等 <sup>※1※2</sup>	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩、全体的にまとまりのある外観とし、連続性のある景観の創出に配慮する。</li></ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>落ち着いた色彩を基調とし、高彩度の色彩は避ける。</li></ul>
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"><li>周囲の山なみの稜線を阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。</li></ul>
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"><li>空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間<sup>※6</sup>から目立たない位置への配置に配慮する。</li></ul>
工作物の建設等 <sup>※3※4</sup>	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li></ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>落ち着いた色彩を基調とし、高明度、高彩度の色彩は避ける。</li></ul>
開発行為 <sup>※5</sup>	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。</li></ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他 の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"><li>やむを得ない場合は、緑化等による修景に努める。</li></ul>

## 【用語の定義】

### ※ 1 建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。

### ※ 2 建築等：景観法第16条第1項第1号に規定する建築等

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

### ※ 3 工作物：建築物以外の工作物のうち次に掲げるもの

工作物の区分	対象となる工作物
塔状工作物Ⅰ	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明 その他これらに類するもの
塔状工作物Ⅱ	彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの
壁状工作物	擁壁、柵、塀 その他これらに類するもの
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰（地上附属工作物を含む） その他これらに類するもの
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場、その他これらに類するもの
自動販売機	自動販売機
太陽光発電設備	地上に設置された太陽光発電設備

### ※ 4 建設等：景観法第16条第1項第2号に規定する建設等

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

### ※ 5 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

### ※ 6 公共空間：国道、県道及び景観重要道路（P.35）

## (2) 景観重点区域の行為の制限

景観重点区域においては、景観形成方針（景観重点区域・8エリア・3軸）に従い、次のとおり、景観形成基準を定めます。ただし、景観アドバイザーや景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観形成に与える影響が小さいと認められるものについては景観形成基準を適用しないことができるものとします。

### ① 建築物の建築等

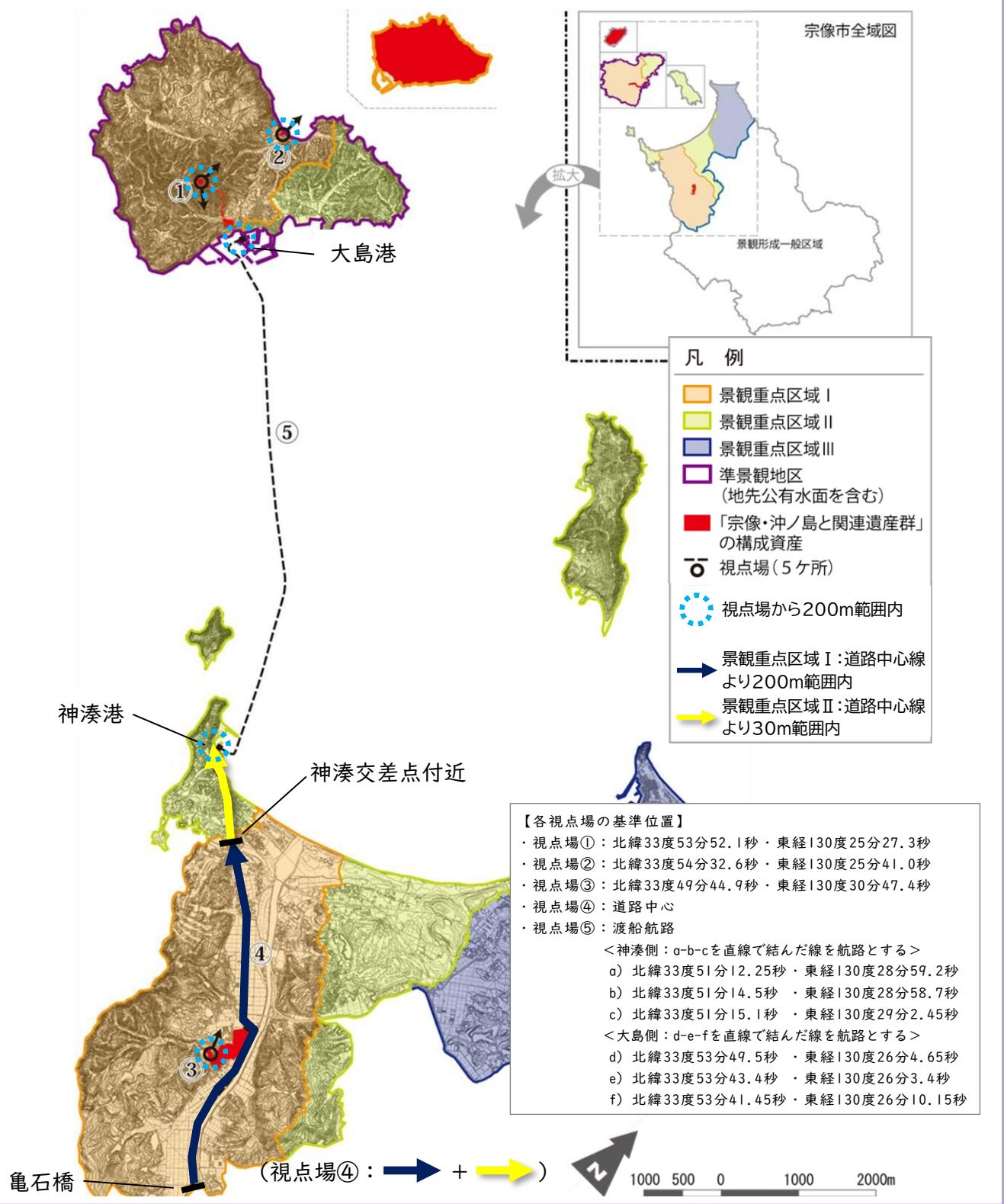
項目		景観形成基準		
		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
形態意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場<sup>(※7)</sup>から一定の範囲<sup>(※8)</sup>については、歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体性を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根（3/10～6/10の勾配）とする。</li> <li>● その他範囲については、歴史的風土や周辺の景観との調和を図るため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根（3/10～6/10の勾配）を推奨し、以下のいずれかに該当する屋根形状は、原則として認めない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・6/10を超える勾配屋根</li> <li>・切妻、入母屋、寄棟、差し掛け、片流れ、陸屋根以外の屋根形状</li> </ul> </li> <li>● 屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨する。</li> </ul>	—	—
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、色彩基準<sup>(※9)</sup>に基づくものとする。</li> </ul>	—	—
外観	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁面線については、周囲の建築物と調和させる。</li> <li>● 公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。</li> </ul>	—	—
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。</li> <li>● 従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。</li> <li>● ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。</li> </ul>	—	—
位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>● 山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。</li> </ul>	—	—

建築設備	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光パネルは、設置面を屋根の勾配と同一にし、屋根材に密着させて建物等と一緒に設置し、突出部分を最小限にする。やむを得ない場合は、壁面緑化や柵の設置を施すなど、公共空間から見えないよう修景する。</li> <li>● 太陽光パネル及びフレームの色彩は、建物と一緒に見える低明度、低彩度、低反射のものを使用する。</li> <li>● 附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル、架台等）は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光パネルは、設置面を屋根の勾配と同一にし、屋根材に密着させて建物等と一緒に設置し、突出部分を最小限になるように配慮する。</li> <li>● 太陽光パネル及びフレームの色彩は、建物と一緒に見える低明度、低彩度、低反射のものを使用することを推奨する。</li> <li>● 附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル、架台等）は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。</li> </ul>										
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。</li> </ul>										
高さの最高限度		<table border="1"> <tr> <td>● 高さは、10m以下とする。</td><td>● 高さは、13m以下とする。</td></tr> <tr> <td>● 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</td><td></td></tr> <tr> <td>● 周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>● 空調室外機や太陽光発電設備等を含めた高さを、高さの最高限度とする。</td><td></td></tr> </table>	● 高さは、10m以下とする。	● 高さは、13m以下とする。	● 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。		● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。		● 周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。		● 空調室外機や太陽光発電設備等を含めた高さを、高さの最高限度とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> <li>● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> </ul>
● 高さは、10m以下とする。	● 高さは、13m以下とする。												
● 視点場からの眺望を阻害しない高さとする。													
● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。													
● 周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。													
● 空調室外機や太陽光発電設備等を含めた高さを、高さの最高限度とする。													

## 【用語の定義】

※7 視点場：11ページに定める視点場

※8 一定の範囲：視点場から200mの範囲とする。ただし、視点場④の景観重点区域Ⅱにおいては、30mの範囲とする。



※9 色彩基準：

- 色彩基準は景観重点区域I・II・III同一の基準とします（従属色・アクセント色を除く）。
- 色相、明度、彩度の基準は日本工業規格（JIS）Z8721に定めるマンセル値によります。

部位	色相	明度	彩度	従属色・アクセント色の彩度	
				景観重点区域I	景観重点区域II・III
外壁	R・YR・Y	8.5 以下	3 以下	4 以下	5 以下
	N		—	—	—
	G Y・G・B G・B・ P B・P・R P		1 以下	2 以下	3 以下
	R・YR・Y		3 以下	—	
屋根	N	6 以下	—	—	
	G Y・G・B G・B・ P B・P・R P		1 以下	—	
	Y R		3 以下	—	
工作物	N	8.5 以下	—	—	
	R・Y・G Y・G・B G・ B・P B・P・R P		認めない	—	
				—	

◇色彩基準の例（主なマンセル表色系を抜粋）



## ② 工作物の建設等

工作物の区分	項目	景観形成基準		
		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
塔状工作物	形態意匠	● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 ● 電柱・鉄塔は、形状をポールとする。 ● 外装に使用する素材は、石材・木材・コンクリート・金属とし、コンクリートや金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。		
	位置・配置	● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。		
	その他	● 屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。また、必要最小限度の光量とし、不快感を与えるようなネオン、華美な点滅などを施すことは避ける。		—
	高さの最高限度	● 高さは、10m以下とする。 ● [塔状工作物Ⅱのみ] 眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、2m以下とする。	● 高さは、13m以下とする。 ● [塔状工作物Ⅱのみ] 眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、4m以下とする。	● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。
		● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 ● やむを得ない場合は、目立たないように修景する。		
壁状工作物	形態意匠	● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 ● 擁壁は、自然石積又は緑化などにより周辺の景観と調和したものとする。 ● 柵・塀は、歴史的風土や周辺の景観と調和した質感のものとし、金属素材を使用した場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。 ● 公共空間から視認できない部分については、この限りではない。		
	高さの最高限度	● 機能を保つ上で必要最小限の高さとする。		
横工断工作物	形態意匠	● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。 ● 水門・堰に塗布する場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。		● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。
その他工作物	形態意匠	● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。		
	位置・配置	● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。 ● 公共空間から見えないように周囲に植栽・植樹などを行い修景する。 ● 立体駐車場及び立体駐輪場の形態は、2階又は1層2段建までとする。		
	高さの最高限度	● 高さは、10m以下とする。	● 高さは、13m以下とする。	● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>● やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</li> </ul>	
自動販売機	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物に附属させ、建物と調和するような色彩を選定するなど修景を行う。</li> <li>● 複数並べて設置する場合、色彩は同じものを使用する。</li> <li>● 内蔵光源は明る過ぎないようにする。</li> <li>● やむを得ず、公共空間から見える場所に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどで配慮する。</li> </ul>	—
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光パネル及びフレームの色彩は、低明度、低彩度、低反射のものを使用する。</li> </ul>	
太陽光発電設備	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。</li> <li>● 公共空間から見えないように周囲に植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>● 角度の調整や遮光対策を施すなど、太陽光パネルやフレームの反射光が周辺の景観に影響を及ぼすことのない位置・配置とする。</li> </ul>	
	附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル、架台、柵等）の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。</li> </ul>	
	高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能を保つ上で必要最小限の高さとする。</li> <li>● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>● やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</li> </ul>	
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電施設および敷地内は、定期的に保守点検を行い時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、適切な維持管理に努めること。</li> </ul>	

### ③ 開発行為等

対象行為	景観形成基準		
	景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。 やむを得ない場合は、自然石積又は緑化などにより修景する。</li> </ul>		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>のり面、擁壁はできる限り生じないよう努める。 やむを得ない場合は、自然石積又は緑化などにより修景する。</li> <li>形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする（用水貯水池の補修などは除く）。</li> <li>土地の形質、樹木の保存に努める。</li> <li>鉱物の採取又は土石・砂の採取はしない。 やむを得ず採取する場合は、植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>路外駐車場※10については、外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul>		
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力伐採をしない。 ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。</li> </ul>		
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積物が視点場及び公共空間から見えないように外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul>		
特定照明※11	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の夜間景観を損なうおそれのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。</li> </ul>		

#### 【用語の定義】

※10 路外駐車場：不特定多数の人が利用できる、一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの

※11 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

## 2. 届出・認定・許可について

### (1) 届出・認定・許可の対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等または開発行為等を行う場合には、景観法に基づき、届出、認定または許可の手続きが必要です。

当該行為の場所によって、次のとおり、届出、認定、許可の種類と対象行為が異なります。

#### ■届出、認定、許可の対象一覧

対象行為	大島以外の区域		大島の全域 (準景観地区)
	景観形成一般区域	景観重点区域	
建築物の建築等 <sup>※12</sup>	届出	届出	認定
工作物の建設等 <sup>※13</sup>	届出	届出	認定
開発行為等	開発行為	届出	届出
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	届出	届出
	木竹の伐採	—	届出
	屋外における物件の堆積	—	届出
	特定照明	—	届出
			許可

#### 【用語の定義】

※12 建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。なお、修繕若しくは模様替又は色彩の変更における対象行為は、当該面積が見付面積の2分の1を超えるものに限る。

※13 工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。なお、修繕若しくは模様替又は色彩の変更における対象行為は、当該面積が見付面積の2分の1を超えるものに限る。

## (2) 届出・認定・許可の対象外行為

次に掲げる行為は、届出、認定、許可の対象外となります（景観法第16条第7項に基づくもの等）

- 地下に設ける建築物の建築等、工作物の建設等
- 仮設の建築物の建築等、工作物の建設等
- 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- 仮植した木竹の伐採
- 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
  - (1)建築物の建築等
  - (2)工作物(当該敷地に存する建築物に附属する、私道を除く道路から容易に望見されるこのない物干場その他の工作物、消火設備を除く)の建設等
  - (3)木竹の伐採
  - (4)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが1.5mを超えるもの
  - (5)特定照明
- 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
  - (1)建築物の建築等
  - (2)高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
  - (3)用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く)又は幅員が2mを超える農道・林道の設置
  - (4)土地の開墾
  - (5)森林の皆伐
  - (6)水面の埋立て又は干拓
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

## (3) 景観形成一般区域の届出対象行為

景観形成一般区域において届出対象となる行為とその規模は、下表のとおりとします。

対象行為	対象規模
建築物の建築等	高さが15mを超えるもの 又は延べ面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の建設等	塔状工作物Ⅰ 地上からの高さが15mを超えるもの
	塔状工作物Ⅱ 地上からの高さが15mを超えるもの
	壁状工作物 高さが10mを超えるもの
	横断工作物 高さが10mを超えるもの又は延長が50mを超えるもの
	その他工作物 高さが15mを超えるもの 又は建築面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	太陽光発電設備 築造面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為	開発区域面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	高さ2mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
その他の土地の形質の変更	

#### (4) 景観重点区域の届出対象行為（準景観地区を除く）

景観重点区域において届出対象となる行為とその規模は、下表のとおりとします。

対象行為	景観重点区域 I	景観重点区域 II	景観重点区域 III
建築物の建築等	高さが5mを超えるもの又は延べ面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は延べ面積が150m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物の建設等	塔状工作物 I 地上からの高さが5mを超えるもの	地上からの高さが10mを超えるもの	
	塔状工作物 II すべての行為		
	壁状工作物 柵：長さが3mを超えるもの 上記以外：高さが2mを超えるもの		
	横断工作物 水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超えるもの 又は延長が20mを超えるもの		
	その他工作物 高さが5mを超えるもの 又は築造面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが10mを超えるもの 又は築造面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	
	自動販売機 すべての行為		—
	太陽光発電設備 築造面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの	築造面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	
開発行為	開発区域面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	高さ0.5mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、路外駐車場の新設、増設又は改修を目的とする土地の開墾にあっては、切土、盛土の高さにかかわらず、当該行為に係る部分の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの		
木竹の伐採	伐採面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの		
屋外における物件の堆積	高さが2mを超えるもの 又は当該行為に係る部分の面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの		
特定照明	上記の届出対象となる規模を持つ建築物又は工作物に対し行われる特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの		

## (5) 準景観地区の認定・許可対象行為

準景観地区において認定・許可の対象となる行為とその規模は、下表のとおりとします。

### ■認定対象行為

対象行為	景観重点区域 I	景観重点区域 II
建築物の建築等	高さが5mを超えるもの 又は延べ面積が10m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが10mを超えるもの 又は延べ面積が150m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の建設等	塔状工作物 I	地上からの高さが5mを超えるもの
	塔状工作物 II	すべての行為
	壁状工作物	柵：長さが3mを超えるもの 上記以外：高さが2mを超えるもの
	横断工作物	水門、堰：幅が2mを超えるもの 上記以外：高さが5mを超えるもの 又は延長が20mを超えるもの
	その他工作物	高さが5mを超えるもの 又は築造面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの
	自動販売機	すべての行為
	太陽光発電設備	築造面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの
築造面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	築造面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	

### ■許可対象行為

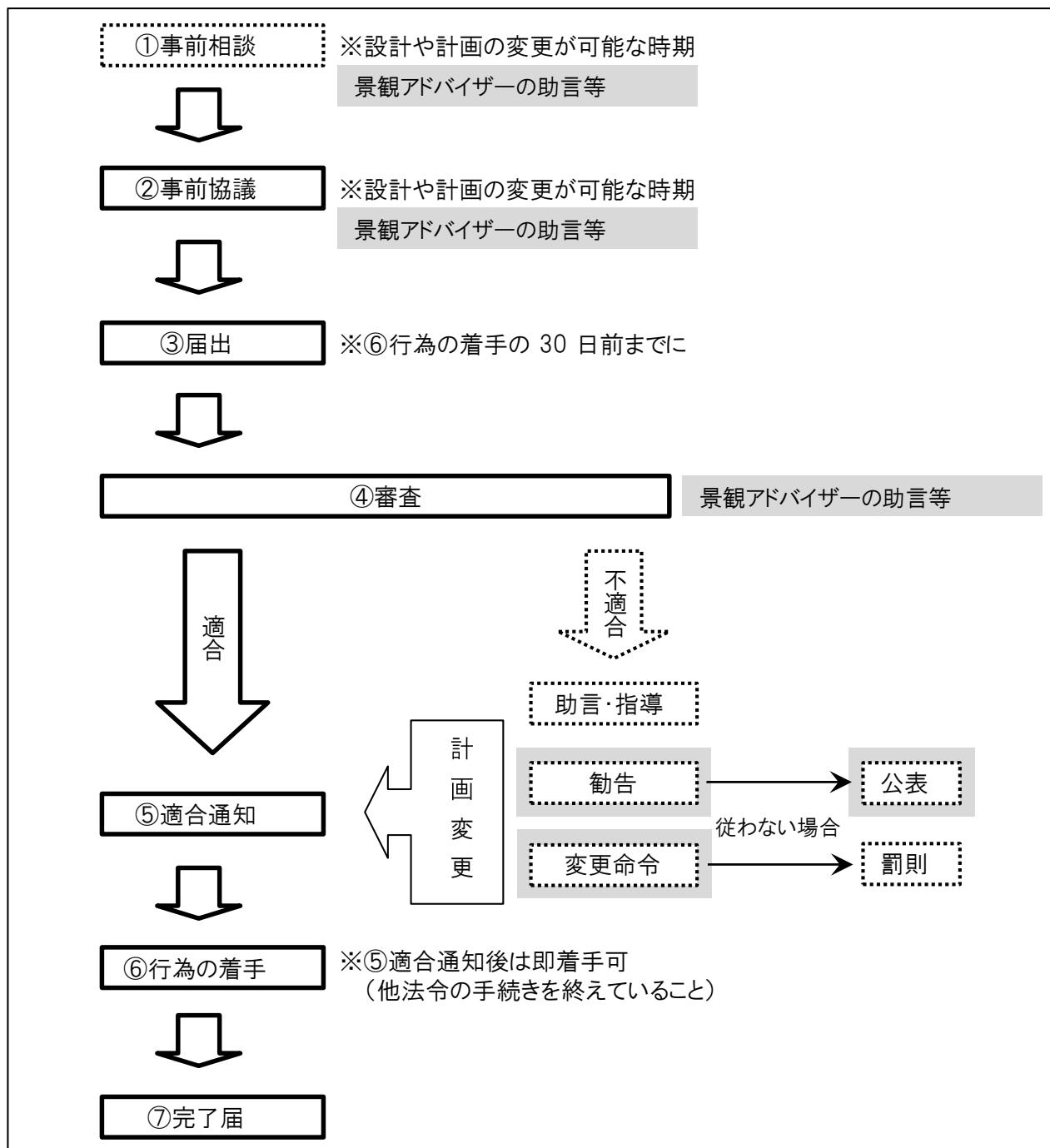
行為の種類	景観重点区域 I	景観重点区域 II
開発行為	開発区域面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	高さ0.5mを超える切土、盛土を生じるもので、当該行為に係る部分の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、路外駐車場の新設、増設又は改修を目的とする土地の開墾にあっては、切土、盛土の高さにかかわらず、当該行為に係る部分の面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの	
木竹の伐採	伐採面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの	
屋外における物件の堆積	高さが2mを超えるもの 又は当該行為に係る部分の面積が100m <sup>2</sup> を超えるもの	
特定照明	上記の認定対象となる規模を持つ建築物又は工作物に対し行われる特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更で、期間が14日を超えるもの	

### 3. 手続きの流れ

#### (1) 届出等手続きの流れ

景観形成一般区域及び景観重点区域（準景観地区を除く）における届出の手続きの流れは次のとおりとします。なお、届出を行う前に、事前協議を行うものとします。また、基本設計や実施設計の段階で事前相談も受け付けることとします。

#### ①届出等手続きの流れ

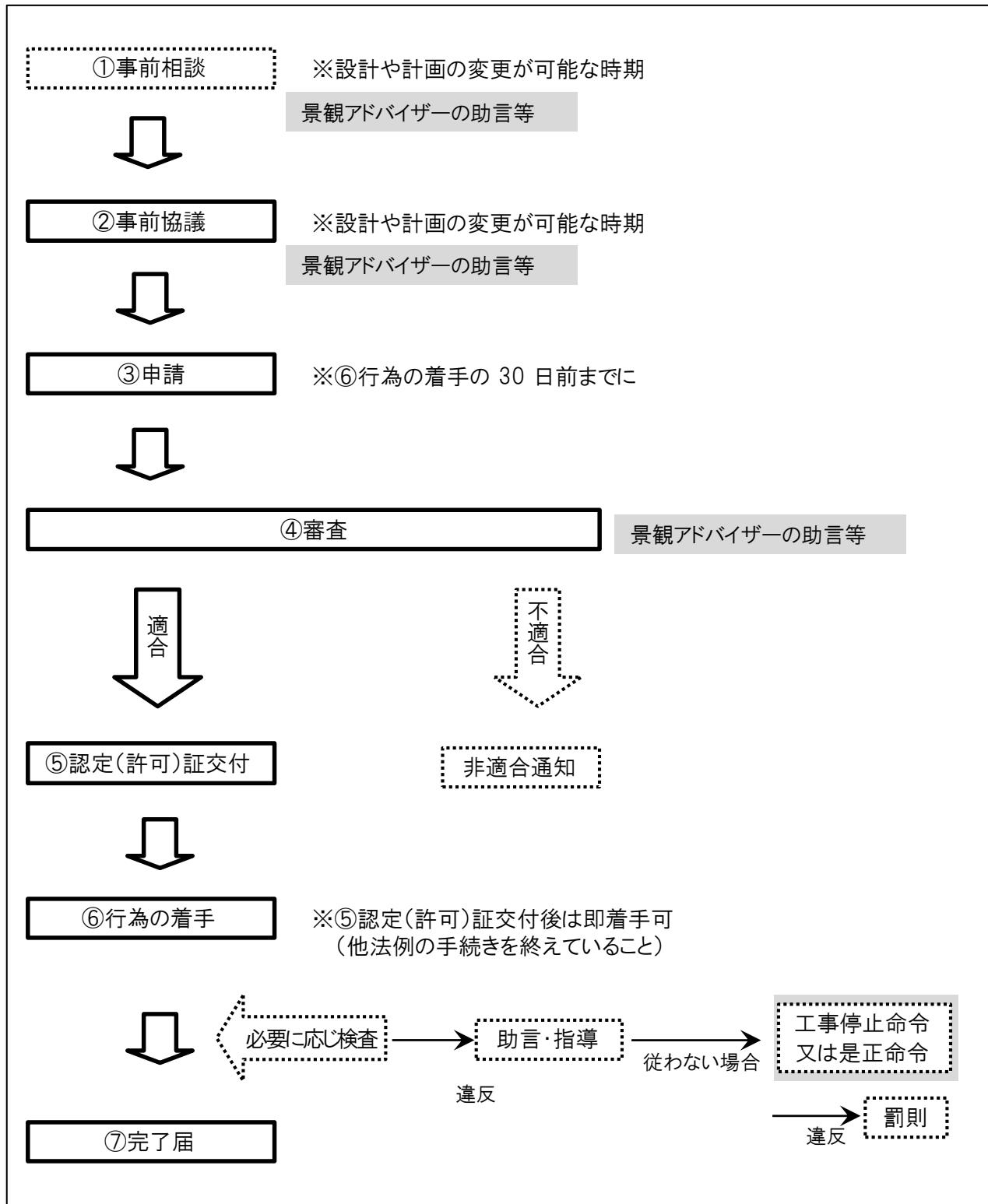


○事前相談は任意としますが、事前協議・届出・審査を円滑に進めるためにもできるだけ相談することを推奨するものとします。

○勧告、変更命令、公表は宗像市景観審議会への意見聴取を経た上で行うものとします。

## ②認定・許可申請手続きの流れ

準景観地区における認定・許可申請の手続きの流れは次のとおりとします。なお、申請を行う前に、事前協議を行うものとします。また、基本設計や実施設計の段階で事前相談も受け付けることとします。



## 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と景観保全

世界遺産に登録された資産は、広く世界に対してその保存を約束したものであることから、世界遺産に影響が及ぶ可能性がある行為についてはユネスコ世界遺産センターに通知する義務を負っています。

そのような世界遺産に影響が及ぶ可能性がある行為が生じないように、各種法令を用いて保全を図っていますが、中でも中心的な役割を果たす法令が「景観計画・景観条例」です。

「景観計画・景観条例」を遵守することにより、世界遺産に影響が及ぶ可能性を僅かなものにすることができます。

### I. 世界遺産条例について

世界遺産条例（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例」）に基づく「世界遺産一覧表」に登録されるためには、顕著な普遍的価値の10ある基準（評価基準）の1つ以上と、真実性、完全性、保護及び管理に関する要件を満たす必要があります。

### 2. 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群について

平成29年（2017）に「世界遺産一覧表」に登録された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、8つの構成資産（約122ha）と、全ての構成資産を取り囲む広大な緩衝地帯（約8万ha）から構成されています。

九州北西岸から60kmに位置する沖ノ島は、古代祭祀遺跡の類い稀な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島およびアジア大陸の諸国間の交流が活発だった時期の祭祀、すなわち、4世紀に起り9世紀末まで執り行われた航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となった沖ノ島は、その後も今日に至るまで神聖な存在とみなされてきた。

沖ノ島全体が、その地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積物を有する祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な数の奉納品とともに、この島で500年にわたって執り行われた祭祀のあり方を如実に示すものである。原始林、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉納行為、島にまつわる禁忌、九州および大島から沖ノ島に開けた眺望、これらはみな、その後何世紀もの間に对外交流や信仰の独自性の高まりによって祭祀の慣習や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への崇拝は島の神聖性を維持してきたことを雄弁に物語っている。

宗像大社は、約60kmに広がる範囲に位置する3つの異なる信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本島の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿において執り行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値の概要

### 3. 緩衝地帯について

緩衝地帯とは、構成資産を取り囲む地域に法的または慣習的手法による利用・開発規制を敷く「保護の網」のことです。本遺産群では、資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐため、広大な緩衝地帯を設定し、世界遺産の万全な保護に努めています。

この緩衝地帯の保全で中心的な役割を果たす法令が「景観計画・景観条例」です。

### 4. 遺産影響評価について

世界遺産に登録された資産は、広く世界に対してその保存を約束したものであることから、世界遺産に影響が及ぶ可能性がある行為についてはユネスコ世界遺産センターに通知する義務を負っています。この原則は、構成資産及び緩衝地帯、緩衝地帯の外側まで広がるワイダーセッティング（より広範な周辺環境）のいずれかを問わず、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響が及ぶ可能性がある行為に適用されます。

遺産影響評価は、開発等の行為者が遺産への影響を客観的な視点で評価し、その解決策について関係者間で合意形成するための手段であり、近年、ユネスコ世界遺産委員会が遺産影響評価の実施を求める旨の勧告を行う事例が多くなっています。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群においては、「文化財保護法」や「景観計画・景観条例」を援用しつつ、必要に応じて「世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群遺産影響評価運用マニュアル」に基づく遺産影響評価により解決を図っています。



各構成資産の関係



構成資産と緩衝地帯位置図

## 第6章 景観資源等の活用に関する事項

### 1. 景観重要建造物・樹木に関する方針

地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たす建造物や樹木を「景観重要建造物・樹木」として指定し、積極的に保全、活用を図っていきます。指定は、所有者の同意等を得た上で行うものとします。なお、指定された建造物・樹木は、その現状変更に関して許可が必要になります。

#### ■ 景観重要建造物・樹木の指定の方針

指定方針		
		以下の要件のいずれかに該当する建造物を景観重要建造物として指定し、保全・活用を図る。
景観重要建造物	指定要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の伝統的な様式を継承している、または優れたデザイン・技術が使われており、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの</li><li>・ 道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの</li><li>・ 所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの</li></ul>
		以下の要件のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定し、保全・活用を図る。
景観重要樹木	指定要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 樹齢、樹容等からみて景観上優れており、市民に親しまれ、地域のシンボルとなっているもの</li><li>・ 道路、公園等の公共の場所から容易に眺めることができるもの</li><li>・ 所有者又は管理者が維持管理を行うことができるもの</li></ul>

## 2. 景観重要公共施設に関する方針

道路、河川、漁港などの公共施設は、市民はじめ多くの来訪者が利用することから、市の景観イメージを形成する上で非常に大きな役割を担っています。

特に景観重点区域内やその周辺、景観重点区域への動線となる公共施設については、周囲の景観と調和した形態意匠、素材、色彩となるように配慮するとともに、規模や位置・配置についても景観資源の眺望を阻害しないように整備する必要があります。

そこで、良好な景観を形成する上で重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、本市の景観形成の模範となるよう取組みを進めます。

なお、景観重要公共施設以外の景観重要道路沿いなど景観重要公共施設周辺における建築物の建築行為等においては、各エリアの景観形成方針だけでなく3軸の景観形成方針にも沿ったものにするなど、歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩、全体的にまとまりのある外観とし、連続性のある景観の創出に配慮するものとします。

### (1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次の要件に当てはまる景観形成上重要な施設とします。

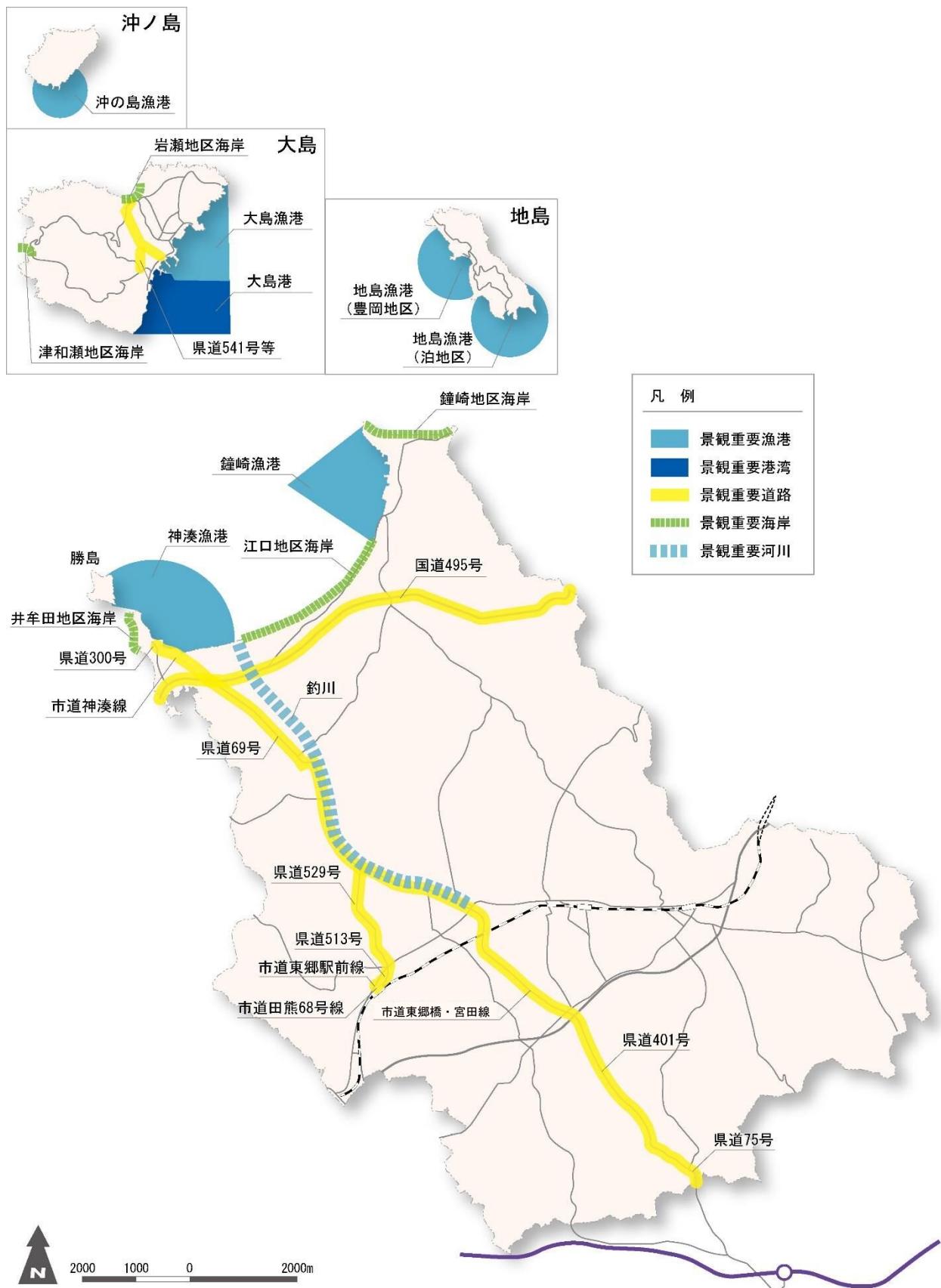
①景観重点区域において特に重要な景観要素となる公共施設

②景観重点区域内外の主要なアクセス軸またはその周辺の景観要素となる公共施設

### (2) 景観重要公共施設の指定

種類	施設名
景観重要道路	<ul style="list-style-type: none"><li>○国道495号</li><li>○県道75号、401号、69号、300号 ○市道東郷橋・宮田線、神湊線 (七又峠から宮田橋、東郷橋を経由し神湊港渡船ターミナルまでの区間)</li><li>○市道田熊68号線、市道東郷駅前線、県道513号、529号 (東郷駅宗像大社口駅前広場から亀石橋までの区間)</li><li>○県道541号 ○市道大小路線、谷線、谷中津和瀬線、岩瀬原線 (大島港渡船ターミナル・中津宮・沖津宮遙拝所を結ぶ区間)</li></ul>
景観重要河川	<ul style="list-style-type: none"><li>○釣川（東郷橋から河口までの区間）</li></ul>
景観重要海岸	<ul style="list-style-type: none"><li>○江口地区海岸 ○鐘崎地区海岸 ○井牟田地区海岸</li><li>○岩瀬地区海岸 ○津和瀬地区海岸</li></ul>
景観重要港湾	<ul style="list-style-type: none"><li>○大島港</li></ul>
景観重要漁港	<ul style="list-style-type: none"><li>○沖の島漁港 ○大島漁港 ○地島漁港（泊地区・豊岡地区）</li><li>○神湊漁港 ○鐘崎漁港</li></ul>

## ■ 景観重要公共施設位置図



### (3) 整備に関する事項

各景観重要公共施設の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- ①まもる … 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める。
- ②つなげる … 良好的な眺望景観を確保し、歴史・観光軸、河川・海岸軸等との一体性や連続性を大切にする。
- ③なじませる … 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る。

### (4) 許可の基準

景観重要公共施設の許可の基準を以下に定め、各景観重要公共施設内における工作物の新設等にあたっては、管理者に申請し、許可を受けるものとします。

#### ①景観重要道路

- 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
  - ・ 標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとする。
- 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着きのある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

#### ②景観重要河川

- 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着きのある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

#### ③景観重要海岸

- 位置・高さ
  - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- 形態意匠
  - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
  - ・ 周辺景観と調和した落ち着きのある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
  - ・ 航路から見たときに、海岸施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

## ④景観重要港湾

### ○位置・高さ

- ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。

### ○形態意匠

- ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
- ・周辺景観と調和した落ち着きのある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
- ・航路から見たときに、港湾施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

## ⑤景観重要漁港

### ○位置・高さ

- ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。

### ○形態意匠

- ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
- ・周辺景観と調和した落ち着きのある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
- ・航路から見たときに、港湾施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

## 3. 屋外広告物に関する方針

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板・立看板・はり紙・はり札、広告塔・広告板・建物などに掲出や表示されたものなどを指します（屋外広告物法第2条第1項）。

本市では特に、沿道エリアの国道3号や市街地エリアの旧国道3号沿いにおいて、店舗や商工業施設が集積しているため、数多くの屋外広告物が連続的に設置されています。

経済活動との両立を図りつつ、屋外広告物が沿道利用者にとって見やすいものであるとともに、背景となる街なみなどとも調和し、賑わい感を保ちながらも秩序ある沿道景観を形成するため、屋外広告物の表示等に関する基本方針及び行為の制限に関する事項を以下のとおり定めます。

### （1）屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物は、建築物等と同様に良好な景観を形成するために重要な要素であることから、本計画における建築物等の景観誘導と連携した屋外広告物の規制・誘導を推進します。

そのため、市民や事業者の意識啓発や自主的な独自ルールづくりを促す取組みを進めるとともに、「宗像市屋外広告物条例」により、景観計画区域である市全域において屋外広告物の表示等に対する制限を行います。特に景観重点区域においては、区域の特性に応じて大きさ、高さ、色彩等の基準を定めます。

### （2）屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

以下の要件に基づいて、「宗像市屋外広告物条例」における許可基準を定めます。

## ■屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

項目	要件
広告の規模、数量	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の街なみや背景となる山なみから突出しない大きさ、高さとする。</li><li>・隣接する屋外広告物との関係性に配慮する。</li><li>・複数の広告物の無秩序な設置を避け、できる限り集約化し、設置箇所を最小限にとどめる。</li><li>・のぼり旗等の簡易な広告物の過度な設置を避ける。</li><li>・景観重点区域については、大型の屋外広告物は極力設置しないよう努める。</li></ul>
広告のデザイン	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域特性や周辺の景観と調和したデザインとする。</li><li>・建築物、工作物に附属する広告物の形態意匠については、当該建築物、工作物との調和を図る。</li></ul>

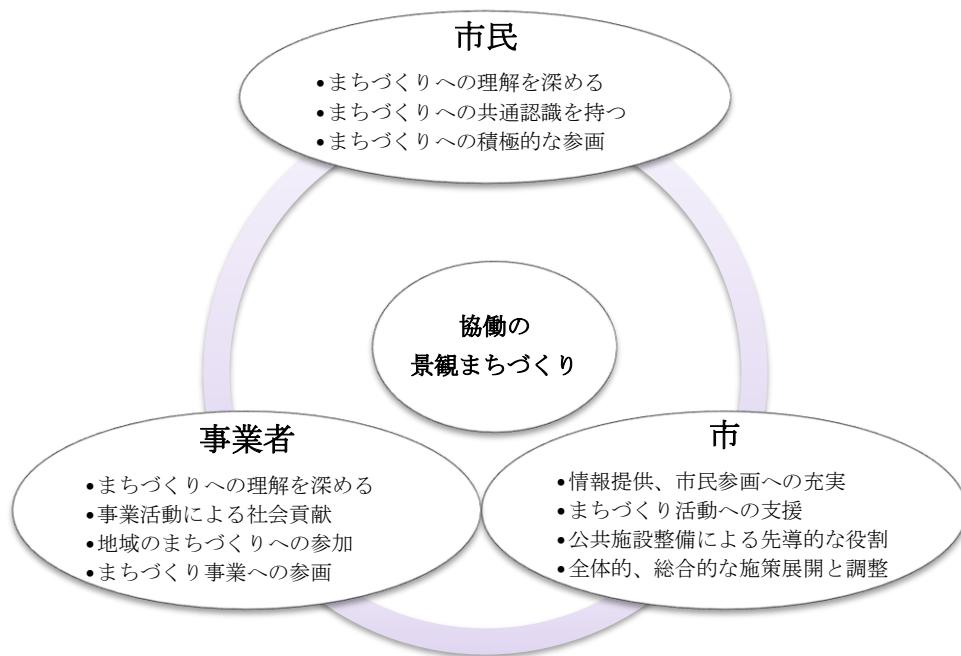
# 第7章 計画の推進体制

## 1. 協働による景観まちづくり

景観まちづくりを推進し、良好な景観形成を実現するためには、市民、事業者などと市が共通の認識に立ち、それぞれの役割と責任を担いつつ、目標実現に向けた取り組みをともに行う協働のまちづくりを進めることが必要です。

そのため、市は協働のまちづくりを支える仕組みの充実や、市民が主体となったまちづくり活動への支援等により、市民や事業者などの景観まちづくりに関する理解を深め、具体的な景観まちづくりへの積極的な参画を促進することで、市民の主体性を育みつつ、良好な景観形成の実現を図っていきます。

### ■協働の景観まちづくりのイメージ図



### <協働のまちづくりを支える仕組みや支援>

#### ア 景観まちづくり情報の提供

市民や事業者とまちづくりの認識を共有し、市民の主体的なまちづくり活動を促進するため、景観まちづくりに関する情報を積極的に公開、提供します。景観計画の手引きである

「景観重点区域ガイドライン」や、まちづくりに関する様々な情報を市民が簡単に閲覧できるよう、ホームページなどを通じて広く周知します。

また、行政情報のデジタル化を推進するなど、質の高い情報を多様な手段で提供するとともに、「ルックルック講座」のメニューを充実させるなどして、まちづくりへの関心を高め、協働の景観まちづくりを推進します。

#### イ まちづくり活動への支援

市民の自主的なまちづくり活動に対しては、情報提供や相談等の支援に加え、専門家派遣など技術的な支援や、「人づくりでまちづくり事業」などを活用した財政的な支援などを行います。また、地域課題等に対して景観まちづくりだけでは解決が困難な場合には、必要に応じて他部署等との連携を図りながら総合的な支援を行います。

## ウ 事前相談・景観アドバイザーの活用・景観審議会の設置

市民や事業者が、建築物の建築行為などを行う場合、行為の規模等に応じて事前に届出を行い、景観形成基準への適合させる必要があります。

設計や計画の変更が可能な時期における担当窓口への事前相談を推奨し、円滑な事業実施を図るとともに状況に応じて良好な景観形成を図るための助言を行います。また、必要に応じて、景観アドバイザーによる技術的な指導や助言を行うことにより、質の高い景観形成を図っていきます。

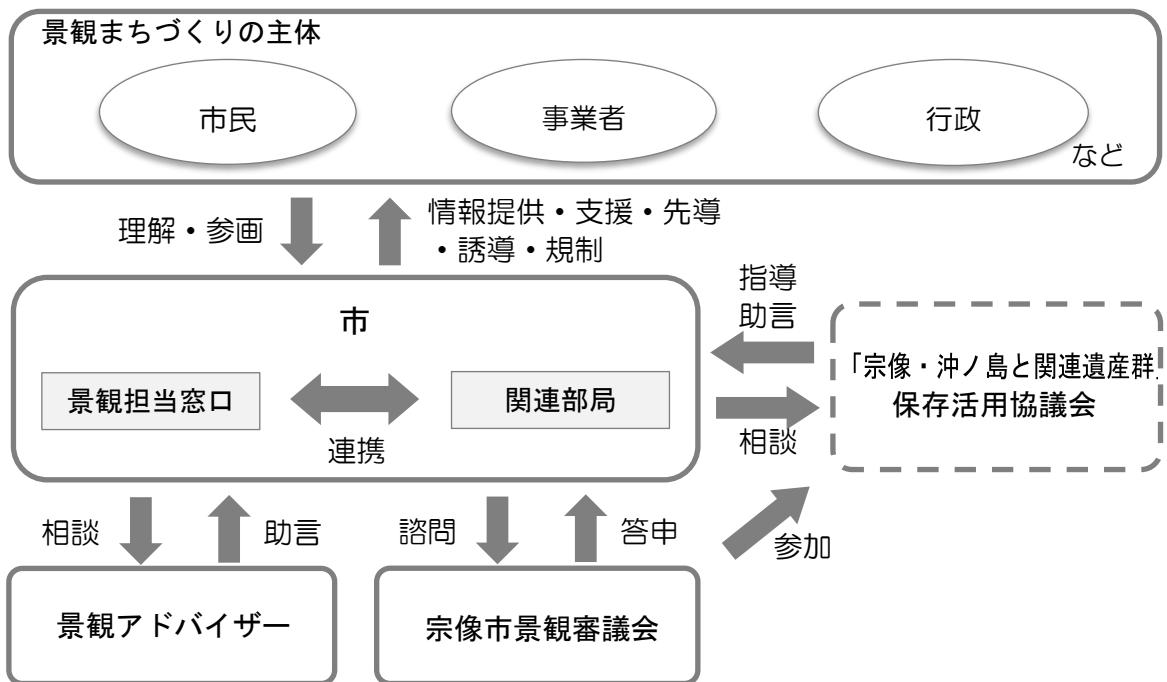
また、景観アドバイザーの活用に加え、景観計画の変更や景観形成に係わる重要案件等については、市民代表や学識経験者、関係団体等で構成する附属機関「景観審議会」を設けるなど、多様な主体と連携し、多角的な視点から景観まちづくりを推進していきます。

## エ 公共施設における景観形成

公共施設は、市全域に整備されており、都市の骨格を形成するとともに、地域の交流の場となっています。また、市民に限らず市街からの来訪者も利用すること、あらゆる世代の人々が長期にわたって利用することから市の景観イメージを形成する上で大きな影響を与えます。

このように公共施設は良好な景観形成を先導する役割を担っているため、公共施設の整備にあたっては、公共施設景観形成ガイドラインや景観アドバイザーの活用により、質の高い魅力的な景観づくりを積極的に推進していきます。

### ■推進体制図



## 2. 変化する社会情勢等への対応

本計画は、本市の魅力ある景観を未来に向け持続可能なものとするため方針や基準等を定めており、今後、上位計画等の大幅な見直しや、商業活動、観光振興、脱炭素社会の推進など社会的課題への対応、その他景観形成に関する状況の変化等が生じた際は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

宗像市景観計画  
令和　年　月

宗像市都市再生部都市計画課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL 0940-36-1484 FAX 0940-37-1242